

# 政策の企画・実施等を行うに当たってのデータ利用の課題について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 客観的な根拠を重視した教育政策の推進に向けた基本的な考え方

客観的な根拠を重視した教育政策の推進（いわゆるEBPM）に向けて、教育分野の特性に留意しつつ取り組んでいくことを、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、教育政策の遂行に当たって留意すべき事項の一つとして位置付けている。

## 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）〈関連部分抜粋〉

### 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

#### V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

##### 1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- **教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要**である。
- 教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであり、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえて、教育活動が行われる。このため、**成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要**がある。
- また、**他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることにも留意し、研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。**

# 第3期教育振興基本計画を踏まえた取組状況

第3期教育振興基本計画に基づき、教育政策がエビデンスに基づき推進されるよう、政策立案に活用できるエビデンスの開発やEBPM実践事例の創出を進めるとともに、文部科学省内の体制構築やデータの収集・活用の改善に向けた体制整備など基盤形成の取組も進めている。

## エビデンスに基づき、教育政策を推進するための取組

【経済財政運営と改革の基本方針や新経済・財政再生計画 改革工程表、経済・財政一体改革推進委員会での議論も踏まえて推進】

### ■ 教育分野におけるEBPMの基本的・総合的な推進

#### ・政策立案に活用できるエビデンスの開発

##### 例) 教育政策に関する実証研究の推進

公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定に活用

全国の大学生を対象とした学修成果の可視化に資する調査の実施

大学における教育の質の向上に向けた政策立案に活用

#### ・EBPM実践事例の創出

ロジックモデルの活用により事業のブラッシュアップを实践

#### ・教育分野の特性を踏まえた手法の整理

実践事例等も踏まえ、国立教育政策研究所とも連携して対応

#### ・第3期教育振興基本計画のフォローアップ手法確立に向けた検討

2020年度までに手法を確立し、2021年度以降フォローアップを実施予定

### ■ データの収集・活用の改善に向けた体制整備

#### ・文部科学省が実施する調査・統計におけるコード統一やデータ構造の見直し

各調査・統計において活用可能な統一コード(学校番号)の検討・設定等

#### ・統計法に基づく二次利用の促進や全国学力・学習状況調査のデータ貸与の仕組みの改善・充実

全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に係るガイドラインの改定により、対象データの拡大や手続きの簡素化を実施

## 教育分野におけるEBPM推進のための体制構築

### ■ 教育分野におけるEBPM推進担当課（総合教育政策局調査企画課）を中心としたEBPM推進体制の構築

- ・国立教育政策研究所とも連携し、EBPM推進、統計調査の適切な実施に関する相談体制の構築
- ・省内職員向けEBPM研修、職員向けの統計調査に関する基本的な研修の実施
- ・外部アドバイザーも活用した、施策担当課のEBPM実践支援